

「登録制度の導入について」に関するQ & A

登録制度の導入について
Q 1 登録申請はいつまでに行えばよいのか。事業の継続に影響はないのか。
Q 2 登録申請はどのように行えばよいのか。申請書の様式はあるのか。
Q 3 登録申請から登録完了まで、通常どの程度期間を要するのか。(New!)
Q 4 登録が完了した場合、登録通知書は発行されるのか。(New!)
Q 5 一度登録を受けた場合、定期的に登録の更新をする必要があるのか。(New!)
Q 6 登録制移行にあたり、現在提出している安全管理規程、安全統括管理者・運航管理者の選任届はどうなるのか。再提出が必要なのか。
Q 7 現在（改正施行前）、旅客船（13人以上の旅客定員を有する船舶）の場合であっても、年間3日以内であれば人の運送をする内航不定期航路事業の届出でよいとなっているが、登録制移行後、この取扱いはどうなるのか。(New!)
登録申請に係る費用について
Q 8 登録申請にあたり、費用は発生するのか。
Q 8-1 登録申請にあたり複数航路を営もうとしているが、登録免許税は航路の数だけ必要となるのか。(New!)
Q 8-2 当初登録申請をした内容に変更があった場合は変更届を要するとのことだが、変更届を提出するたびに登録免許税が必要となるのか。(New!)
記載事項・添付書類について
Q 9 欠格事由に該当しない旨の誓約書について、申請者が法人の場合は、役員1人1人の誓約書が必要となるのか。それとも代表者取締役1人がまとめて誓約することとなるのか。
Q 10 特定の者の需要に応じ、特定の範囲を人の運送をする事業をする場合とは具体的にどういった場合があるのか。(New!)
Q 11 密接関係法人の範囲を教えて欲しい。(New!)
Q 11-1 グループ会社とはどういった会社が該当するのか。(New!)
Q 11-2 グループ会社には船舶運航事業を営んでいない会社も複数あるが、その全てを密接関係法人として記載しなくては行けないのか (New!)
Q 11-3 船舶運送事業を営んでいない密接関係法人を記載しなくては行けない理由は。(New!)
登録簿について
Q 12 登録簿に記載される情報はどのようなものか。
Q 13 登録簿をホームページで公表すること、当社はホームページを持っていないが、その場合はどうすればよいか。(New!)
船客傷害賠償責任保険について
Q 14 登録制度創設に伴い、船客傷害賠償責任保険の限度額についてどうなるのか。届出事業と同様に、1人あたり5千万円でいいのか。
Q 15 特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする事業の場合、船客傷害賠償責任保険の取扱いはどうなるのか。(New!)

登録制度の導入について

Q 1 登録申請はいつまでに行えばよいのか。事業の継続に影響はないのか。

登録制は令和7年4月1日（予定）より施行することとしており、現在、対外旅客定期航路事業、人の運送をする貨物定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業を営んでいる事業者は、施行から2年以内（令和9年3月31日まで）に登録の申請を行う必要があります。

なお、令和7年3月31日までに届出を行っている事業者については、令和9年3月31日までの間、新たに登録を受けなくても、引き続き事業を営むことが可能ですが、対象事業者の皆様におかれましては、円滑な改正法に基づく新事業区分への移行のため、早めに地方運輸局等に申請を行うようお願い申し上げます。

Q 2 登録申請はどのように行えばよいのか。申請書の様式はあるのか。

窓口、郵送等にて最寄りの地方運輸局等に登録申請を行っていただくこととなります。

また、申請書の様式については、最寄りの地方運輸局等に問い合わせいただくか、国土交通省（地方運輸局等）のホームページにて掲載させていただきます。

Q 3 登録申請から登録完了まで、通常どの程度期間を要するのか。 (New!)

登録申請から登録完了までは通常1か月要します。なおこの期間には申請書の補正に要する期間は含まれません。また、申請が輻輳した場合はこの期間を超えることもございますので、経過措置期間中の早期申請のご協力をよろしくお願いいたします。

Q 4 登録が完了した場合、登録通知書は発行されるのか。(New!)

地方運輸局等で登録を行った際、登録申請者あてに登録が完了した旨の通知書を発行させていただきます。

Q 5 一度登録を受けた場合、定期的に登録の更新をする必要があるのか。(New!)

登録に期限が付されるものではないため、定期的に更新を要するものではございません。

Q 6 登録制移行にあたり、現在提出している安全管理規程、安全統括管理者・運航管理者の選任届はどうなるのか。再提出が必要なのか。

届出制度から登録制度へ移行にあたって、安全管理規程の変更、安全統括管理者及び運航管理者の選任の届出を改めて行う必要はございません。

Q 7 現在（改正施行前）、旅客船（13人以上の旅客定員を有する船舶）の場合であっても、年間3日以内であれば人の運送をする内航不定期航路事業の届出でよいとなっているが、登録制移行後、この取扱いはどうなるのか。(New!)

登録制移行後も一般不定期航路事業の登録を受けていただく形で、本制度は継続する予定です。

登録制度に係る費用について

Q 8 登録申請にあたり、費用は発生するのか。

対外旅客定期航路事業にあつては、登録件数1件につき9万円の登録免許税が課税され、貨客定期航路事業及び一般不定期航路事業にあつては、登録件数1件につき1万5千円の登録免許税が課税されることとなっております

Q 8-1 登録申請にあたり複数航路を営もうとしているが、登録免許税は航路の数だけ必要となるのか。(New!)

対外旅客定期航路事業及び貨客定期航路事業を営む場合は「航路ごと」登録を受ける必要があるため、登録を受けた航路ごとに登録免許税が課されることとなります。他方、一般不定期航路事業を営む場合は「事業者ごと」に登録を受けることとなるため、登録免許税は1回のみ課されることとなります。

Q 8-2 当初登録申請をした内容に変更があった場合は変更届を要するとのことだが、変更届を提出するたびに登録免許税が必要となるのか。(New!)

登録免許税は登録の際に課されることとなるため、変更届の際に課されることはございません。

記載事項・添付書類について

Q 9 欠格事由に該当しない旨の誓約書について、申請者が法人の場合は、役員1人1人の誓約書が必要となるのか。それとも代表者取締役1人がまとめて誓約することとなるのか。(New!)

役員（監査役を含む。）1人1人の誓約書が必要となります。

Q 10 特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする事業をする場合とは具体的にどういった場合があるのか。(New!)

例えば、特定の会社と運送契約を締結し、当該会社の従業員のみを運送する場合は挙げられます。この場合、運送する人の範囲に「〇〇会社の従業員」と記載していただくこととなります。なお、遊覧船のように不特定多数の一般旅客を運送する場合は、この項目について記載する必要はございません。

Q 11 密接関係法人の範囲を教えてください。(New!)

登録申請者から見て、その親会社・子会社・親会社を通じたグループ会社が挙げられます。

Q 11-1 グループ会社とはどういった会社が該当するのか。(New!)

グループ会社は以下が挙げられます。

- ①親会社等がその議決権の過半数を所有している株式会社
- ②親会社等がその資本金の2分の1を超える額を出資している持分会社
- ③事業の方針の決定に関する親会社等の支配力が①②に掲げる者と同等以上を認められる者

Q 11-2 グループ会社には船舶運航事業を営んでいない会社が複数あるが、その全てを密接関係法人として記載しなくては行けないのか。(New!)

その全てを記載していただく必要がございます。

**Q11-3 船舶運送事業を営んでいない密接関係法人を記載しなくては
いけない理由は。(New!)**

当該密接関係法人が、過去5年以内に海上運送法に規定する船舶運航事業に係る取消処分を受けた等の確認を要するためです。

登録簿について

Q12 登録簿に記載される情報はどのようなものか。

登録簿に記載される情報は以下の情報となります。

- ・登録年月日及び登録番号
- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・航路の起点、寄港地及び終点又は航行する水域
- ・当該事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号
- ・当該事業の用に供する係留施設の名称及び位置

Q13 登録簿をホームページで公表すること、当社はホームページを持っていないが、その場合はどうすればよいか。(New!)

登録簿の作成、公表は登録を行った地方運輸局等において行われますので、事業者の皆様でご対応いただく必要はございません。

船客傷害賠償責任保険について

**Q14 登録制度創設に伴い、船客傷害賠償責任保険の限度額について
どうなるのか。届出事業と同様に、1人あたり5千万円でいいのか。**

登録事業の船客傷害賠償責任保険の限度額については、旅客定員1名当たり5千万円とする予定です。

**Q15 特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする事業の場合、
船客傷害賠償責任保険の取扱いはどうなるのか。(New!)**

旅客定員1名当たりの基準については非適用となりますが、その取扱いについては、契約先である特定の事業者と船舶運航事業者の間で取り決めていただくものと考えております。